

東京都市計画地区計画の変更（東京都決定）

都市計画品川駅東口地区地区計画を次のように変更する。

決定：平成 4年 6月 1日 東京都告示第660号
 変更：平成13年 7月 2日 東京都告示第875号
 変更：令和 5年 3月 8日 東京都告示第199号

名 称		品川駅東口地区地区計画
位 置		港区港南一丁目、港南二丁目及び品川区北品川一丁目各地内
面 積		約16.2ha
地区計画の目標		本地区は、芝浦・港南地域の南の拠点として、さらに山の手線東南部ゾーンの重要な地域核として位置づけられている。 このため、本地区においては、都心に近い立地を活かした業務機能を中心に、居住機能も併せ持つアメニティ豊かな環境を形成する複合的な再開発地区として、地域社会の活性化並びに市街地環境の整備改善を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	1) 品川駅東口の交通広場および周辺の都市計画道路とリンクするアクセス道路を都市施設として整備するとともに、それを補完する公共空地2を整備する。 2) 大規模な歩行者空間の創出の核とするため、公共空地1を区域の中央部に配置するとともに、その両端に公園2、公園3を配置する。 また、交通広場北側に、隣接地の公開空地と連続して公園1を配置する。 3) 歩行者交通動線から分離された適切な車両交通動線の確保のため、地下空間を有効に活用した地下車路ネットワークを整備する。 4) 地区内及び周辺への良好な歩行者動線を確保するため、交通広場を起点に歩行者専用通路のネットワーク化を図る。 5) 街区南側の道路側に、周辺への景観も考慮して緑地を設ける。
	建築物等の整備の方針	1) 建築物の壁面の位置の制限により公共空地、公園と一体となった大規模な歩行者空間の形成を図るほか、敷地周囲についても歩道と一体のゆとりある空間を確保する。 2) 地下車路ネットワークを有効に活用し、適正な規模の駐車施設を整備する。 3) 歩行者専用通路のネットワークを有効に活用し、複数の建築物の機能と空間の一体性を確保する。 4) 地域の環境保全とエネルギーの効率的供給のため、地域冷暖房施設を設置し、周辺地域を含めた熱源の供給を行う。 5) 緑のネットワークを形成し、地域の緑被率の向上を図るために、植栽を積極的に行う。 6) 拠点地区にふさわしく、シンボル性の高い建築群によって特徴的な都市景観を形成する。

再
開
発
等
促
進
区

位 置		港区港南一丁目、港南二丁目及び品川区北品川一丁目各地内				
面 積		約16.2ha				
土地利用に関する基本方針		地域の都市活動の中心として機能の集積と、アメニティの高い複合市街地を形成するため、土地利用の方針を以下のように定める。 1) 地区全体にわたり、土地の高度利用を推進するとともに、公共空地や敷地内空地を一体的に計画し、大規模で安全、快適かつ緑豊かな歩行者空間の創出を図る。 また、適切な歩行者動線と車両動線の分離や地域の供給処理施設の空間等の確保のため地下空間の有効な活用を図る。 2) A-1地区は、業務機能を中心に地域の都市活動に関連する商業機能、文化・余暇機能、コミュニティ機能が複合した街区として整備する。 3) A-2地区は、商業機能を中心に、業務機能、居住機能を持った街区として整備する。 4) B-1、B-4地区は、業務機能、商業機能、宿泊機能に加え、居住機能等が複合した街区として整備する。 5) 交通広場に面したB-2、B-3地区は、交通サービス機能と商業機能、業務機能などが複合して一体的に機能する地区として整備する。 また、品川駅の東西を結ぶ東西自由通路の東側の受け皿として、周辺街区とネットワークされる歩行者専用通路の起点として整備する。				
主要な公共施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
	その他の公共空地	公共空地1	—	—	約7,800㎡	
		公共空地2	—	—	約2,800㎡	
		公園1	—	—	約2,150㎡	
		公園2	—	—	約1,500㎡	
		公園3	—	—	約2,800㎡	
位 置		港区港南一丁目、港南二丁目及び品川区北品川一丁目各地内				
面 積		約16.2ha				

地区整備計画

地区施設の配置及び規模		種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
	その他の公共空地		緑地 1	—	—	約 600m ²	
			緑地 2	—	—	約 600m ²	
			緑地 3	—	—	約 600m ²	
			緑地 4	—	—	約1,180m ²	
			緑地 5	—	—	約 250m ²	新設
			タクシー乗降場	—	—	約 800m ²	
			地下車路	約7m以上	約1,300m	—	
			歩行者専用通路	2.5～12m	約1,510m	—	約130m新設
			東西自由通路	20m	約55m	—	
建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	A－1地区		A－2地区		B－1地区
		面 積	約4.0ha		約0.2ha		約7.1ha この内住宅ゾーン（約1.2ha）の配置は計画図表示のとおり。
	建築物等の用途の制限		. 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二 (り) 項第3号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二 (ぬ) 項に掲げるもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二 (り) 項第3号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二 (ぬ) 項に掲げるもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二 (り) 項第3号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二 (ぬ) 項に掲げるもの ただし、住宅ゾーンについては、共同住宅及び居住者の共同の福祉又は利便に供する施設以外の建築物は建築してはならない。

地区整備計画
建築物等に関する事項

建築物の容積率の最高限度	10分の91	10分の68 ただし、10分の60をこえる部分は住宅としなければならない。	10分の95 ただし、当該敷地内の建築物の地域冷暖房施設、防災用備蓄倉庫及び地下車路機械室（ダクトを含む）の部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合（10分の2を限度とする）は除く。 また、住宅ゾーンの建築物の延べ面積の住宅ゾーンの敷地面積に対する割合の最高限度は10分の61とし、この内10分の60以上を共同住宅としなければならない。
壁面の位置の制限	計画図表示のとおり。 ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1）道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの。 （2）地下車路、地下駐車場の用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの。 （3）あずまや、その他の公共公益施設で、当該建築物の敷地内に存するもの。	計画図表示のとおり。 ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1）道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの。	計画図表示のとおり。 ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1）道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの。 （2）地下車路、地下駐車場の用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの。 （3）あずまや、その他の公共公益施設で、当該建築物の敷地内に存するもの。

地区の区分	名 称	B-2地区	B-3地区	B-4地区
	面 積	約1.9ha	約2.0ha この内小区画ゾーン（約0.1ha） の配置は計画図表示のとおり。	約1.0ha
建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）建築基準法別表第二（り）項第3号に掲げるもの （2）建築基準法別表第二（ぬ）項に掲げるもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）建築基準法別表第二（り）項第3号に掲げるもの （2）建築基準法別表第二（ぬ）項に掲げるもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）建築基準法別表第二（り）項第3号に掲げるもの （2）建築基準法別表第二（ぬ）項に掲げるもの
建築物の容積率の最高限度		10分の90	10分の90 小区画ゾーンの建築物の延べ面積の当該敷地面積に対する割合の最高限度は10分の70とする。	10分の78
壁面の位置の制限		計画図表示のとおり。 ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1）地下車路、地下駐車場の用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの。	計画図表示のとおり。 ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1）道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの。 （2）地下車路、地下駐車場の用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの。	計画図表示のとおり。 ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1）道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの。 （2）地区施設として設けられる歩行者専用通路で、当該建築物の敷地内に存するもの。 （3）3号壁面及び4号壁面における鉄道事業及び鉄道関連事業の用に供するもので居室を有さないもの。

地区整備計画	建築物等に 関する事項	建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限	(1) 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は原色をさけ、周辺環境と調和する色調とする。 (2) 屋外広告物は、都市景観を十分に配慮したものとする。
		垣又はさくの 構造の制限	建築物に付属する門又は塀の構造は、フェンス若しくは鉄さく等透視可能なものとし、ブロック又はこれに類するものは設置してはならない。

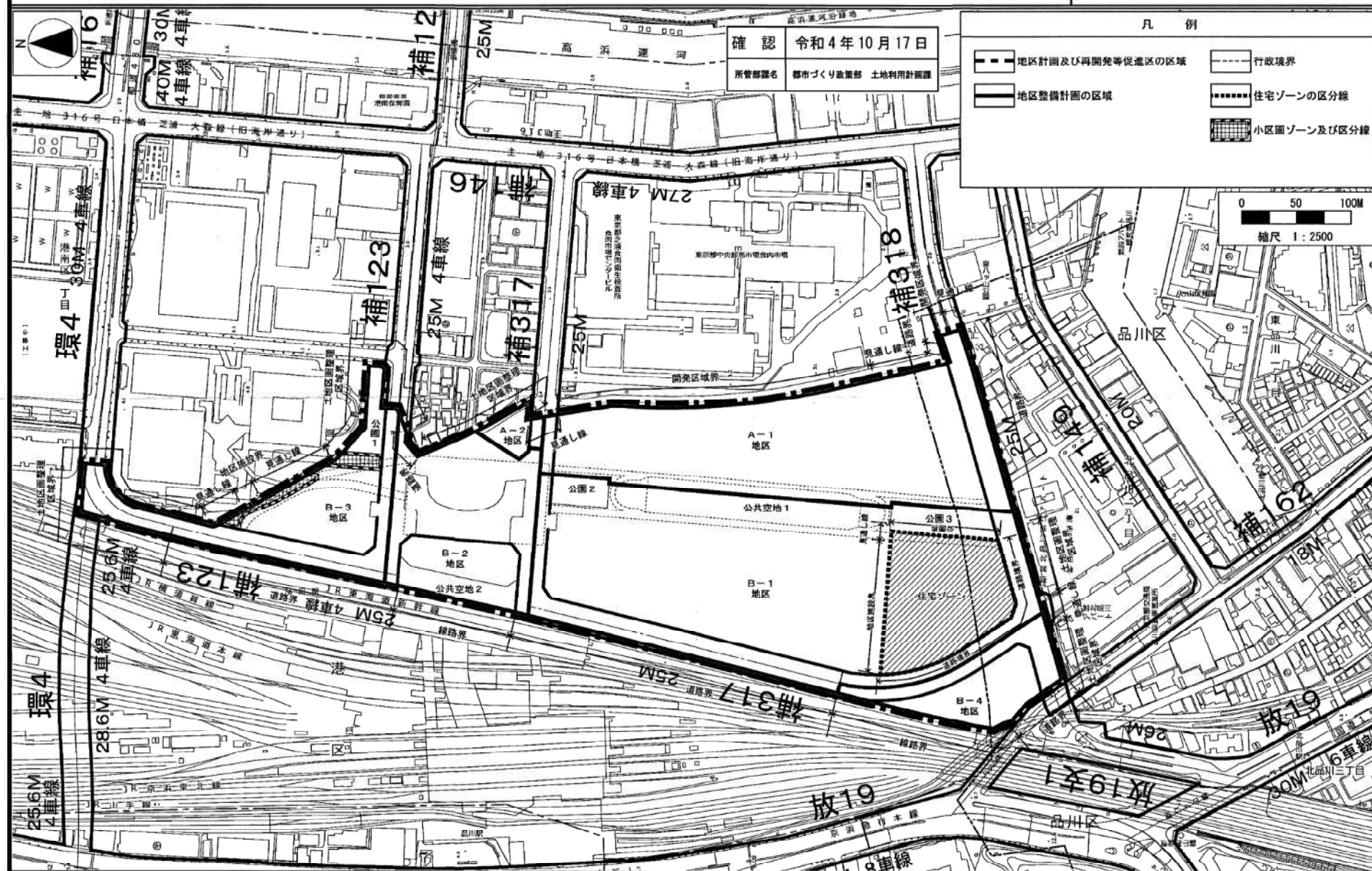
建築物の容積率の最高限度に係る部分については、次の部分は床面積に算入しない。

- 1) 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分。
- 2) 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- 3) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積3分の1）

「区域、整備計画区域並びに主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：建築基準法の改正に伴い、地区計画を変更する。

東京都市計画地区計画 品川駅東口地区地区計画 計画図（１） [東京都決定]

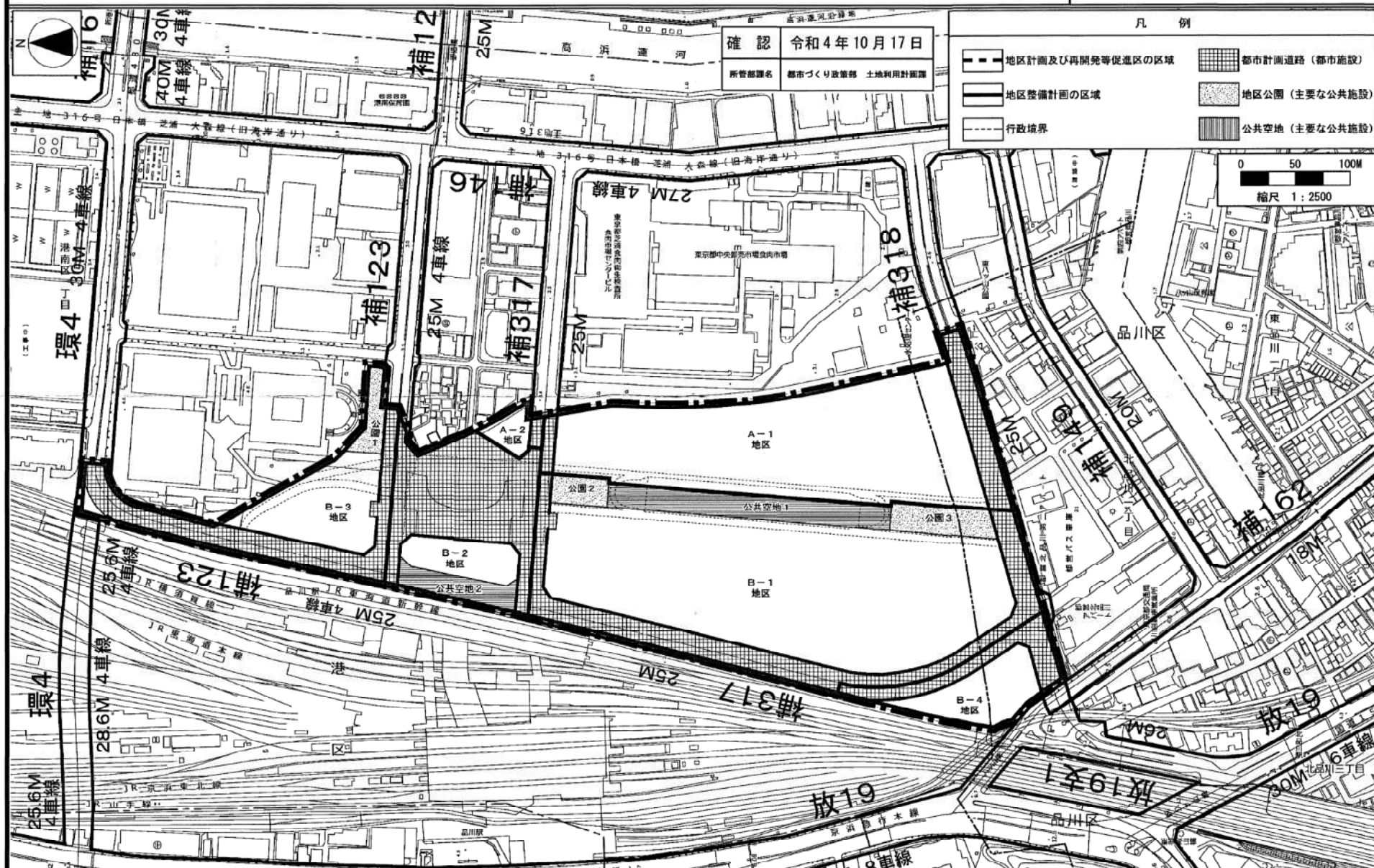


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

（承認番号）2都市基交著第76号・2都市基交測第39号

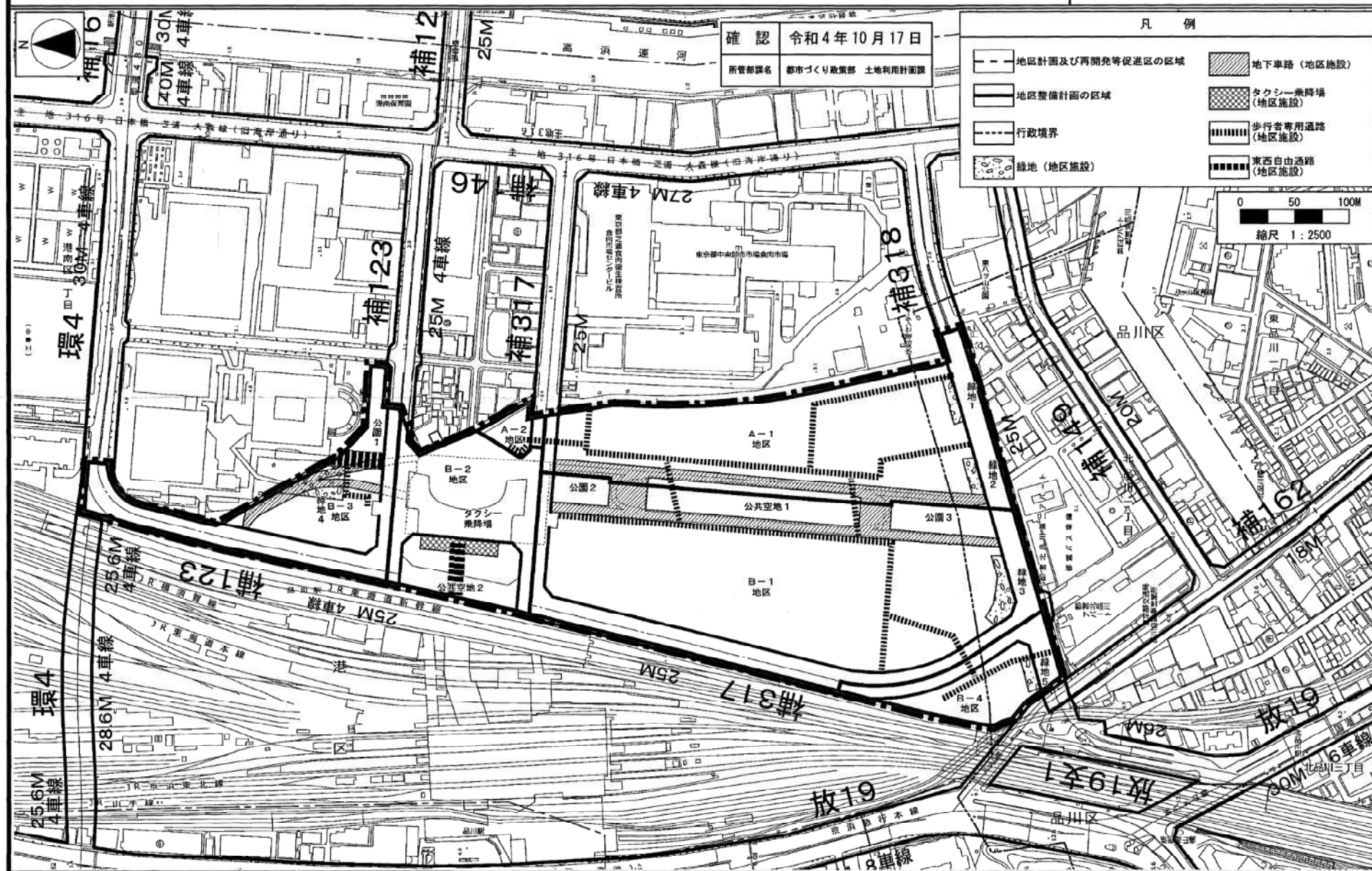
（承認番号）2都市基街都第54号、令和2年6月12日

東京都市計画地区計画 品川駅東口地区地区計画 計画図 (2) [東京都決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日

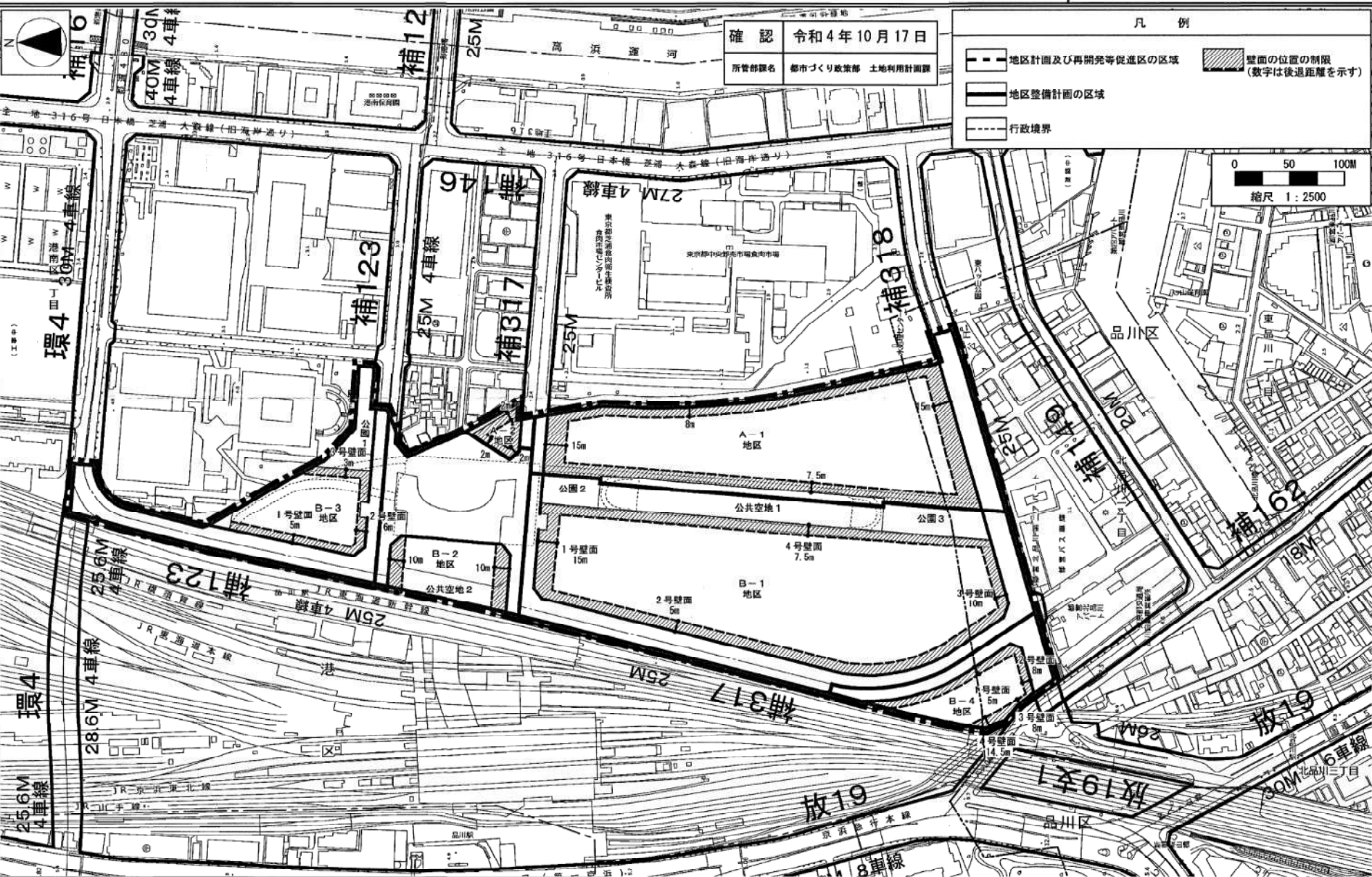
東京都市計画地区計画 品川駅東口地区地区計画 計画図 (3) [東京都決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号

(承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号

(承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日